

堺市上下水道局週休2日制工事試行要領

制 定 令和3年2月18日

(趣旨)

第1条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、工事現場における週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日制工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 入札公告や補足説明資料において、「週休2日制工事」であることを明示した、上下水道局が発注する総合評価落札方式の適用工事を対象とする。

(発注方式)

第3条 対象工事において、受注者の希望により週休2日に取り組む「受注者希望方式」とする。

(対象期間)

第4条 現場着手日（現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入または仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

(用語の定義)

第5条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

(2) 「4週8休」

対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、天候等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 「週休2日」

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(週休2日制工事实施の選択)

第6条 受注者は、週休2日制工事の対象工事において、実施の意向について、「週休2日届出書」（様式1）を施工計画書の提出時に併せて監督員に提出する。

2 受注者は、週休2日について「実施する」旨を届け出た場合であっても、「週休2日届出書」（様式1）を監督員に提出することにより、届け出た内容を取り消すことができる。

3 発注者は、週休2日制工事の対象工事において、受注者に対してアンケートの協力を依頼する。

(週休2日制工事の取組内容)

- 第7条 週休2日の実施を届け出た受注者（以下「実施事業者」という。）は、当該工事において週休2日を確保するよう努めなければならない。
- 2 実施事業者は、契約した工期の中で週休2日制工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は行わない。
 - 3 実施事業者は、「現場閉所（計画・実績）書」（様式2）により、当月の現場閉所計画については前月中に、当月の現場閉所実績については翌月速やかに監督員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。
 - 4 実施事業者は、「現場閉所報告書」（様式3）により、現場閉所の結果について工事完成日に監督員に提出する。
 - 5 週休2日実施の履行確認は、工事完成後に監督員が行うこととする。確認方法は、4週8休以上の現場閉所の実績について、現場閉所実績書、現場閉所報告書により行う。

(工事成績評定への反映)

第8条 工事成績評定は、次のとおり行う。

- (1) 前条第5項の確認において、対象期間内の現場閉所日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上である場合は、工事成績の加点対象として評価する。
- (2) 4週8休の有無にかかわらず工事成績の減点を行わない。

(設計変更)

第9条 週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況を確認後、その達成状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて適切に請負代金額を変更するものとする。

	4週8休以上 [現場閉所率：28.5% (8日/28日)以上]	4週7休以上4週8休未満 [現場閉所率：25% (7日/28日)以上 28.5%未満]	4週6休以上4週7休未満 [現場閉所率：21.4% (6日/28日)以上 25%未満]
労務費	1.05	1.03	1.01
機械賃料	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

※現場閉所率は、小数第2位以下を切り捨て

(留意事項)

第10条 受発注者は、4週8休以上の達成にあたって、1週2休（原則として土曜・日曜）を確保できるよう努めること。

(疑義の処理)

第11条 本要領に疑義を生じた場合または記載の無い事項については、監督員と協議するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。